

掛川市条例第1号

掛川市協働による中小企業振興基本条例をここに公布する。

平成30年3月23日

掛川市長

(別紙)

掛川市協働による中小企業振興基本条例

掛川市は、東京と大阪のほぼ中央に位置し、報徳の精神と生涯学習の理念の下、製造業、商業、サービス業等様々な業種がバランスよく発展を遂げてきた。

このような経済発展の中、中小企業は、多様な事業活動を通じて本市経済の成長及び地域の雇用を支える重要な役割を果たしている。

しかしながら、少子高齢化、情報技術の高度化、経済活動の国際化等の経済的社会的環境の変化により、外部からの変化に影響を受けやすい中小企業は、価格競争の激化、人材確保の困難等厳しい経営問題に直面している。

このような中で、本市の地域経済及び地域社会が均衡ある発展をしていくためには、中小企業の果たす役割とその重要性についての認識を共有し、意欲ある中小企業の成長及び持続的発展に向けて、市全体で取り組んでいくことが必要である。

ここに、私たちは、中小企業の振興について産学金民公官市が協働して推進することを決意し、そのよりどころとするため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業の振興に関し、基本理念を定め、市の責務等を明らかにするとともに、振興のための基本的な施策を定めることにより、施策を計画的に推進し、もって地域経済の活性化及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者であって、市内に事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業 中小企業のうち、中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、市内に事業所を有するものをいう。
- (3) 中小企業支援団体 商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他中小企業の経営に関する支援を行う団体であって、市内において事業を行うものをいう。
- (4) 大企業 中小企業以外の事業者であって、市内に事業所を有するものをいう。
- (5) 金融機関 銀行、信用金庫その他の銀行業を行う事業者であって、市内に事業所を有するものをいう。
- (6) 教育機関等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校その他職業に必要な能力を育成する機関であって、市内に校舎等を有するものをいう。

(基本理念)

第3条 中小企業の振興は、中小企業の自主的な努力を促進することを基本として行うものとする。

2 中小企業の振興は、中小企業が地域に根ざした事業活動を行い、地域の経済及び雇用を支え、地域社会において重要な役割を果たしているという認識の下に行うものとする。

3 中小企業の振興は、企業、教育機関等、金融機関、中小企業支援団体、国、県及び市との協働の下、市民の協力を得て行われなければならない。

4 中小企業の振興は、人材、技術、産業構造、自然その他本市が有する資源を総合的に活用して推進されるものとする。

5 中小企業の振興は、中小企業の成長発展のための支援のみならず、経営資源の確保が特に困難な小規模企業に配慮し、小規模企業の事業の持続的な発展のための支援の重要性を踏まえて行うものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、中小企業の振興のための施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、中小企業の振興のための施策の実施に当たっては、中小企業支援団体、大企業、金融機関及び教育機関等と連携を図るものとする。

3 市は、地域社会における中小企業の重要性について、市民等の理解を深めるよう努めるものとする。

(中小企業等の努力)

第5条 中小企業は、経済的社会的環境の変化に対応するため、自主的に経営の向上に努めるものとする。

2 中小企業は、自らが地域社会において重要な役割を果たしている存在であるという認識の下、人材の育成及び確保に努めるとともに、地域社会の維持及び発展に寄与するよう努めるものとする。

3 事業協同組合その他の中小企業の組合は、中小企業とともに、主体的かつ積極的に中小企業の経営の向上に努めるものとする。

(中小企業支援団体の役割)

第6条 中小企業支援団体は、市が行う中小企業の振興のための施策に協力するよう努めるものとする。

2 中小企業支援団体は、中小企業の振興のための施策の実施に関し中心的な役割を果たすべき存

在であるという認識の下、中小企業に対し、他の中小企業支援団体と連携して創意工夫による有益な支援を積極的に実施するように努めるものとする。

(大企業の役割)

第7条 大企業は、地域社会の一員としての社会的責任を自覚するとともに、地域社会における中小企業の重要性について理解を深め、中小企業と連携し、及び協力して事業活動を行うよう努めるものとする。

2 大企業は、地域経済の振興を図るため、市内で生産、製造、加工又は販売される製品の利活用及び中小企業支援団体への加入に努めるものとする。

(金融機関の役割)

第8条 金融機関は、中小企業の資金調達の円滑化に係る支援その他の経営の向上のための支援を行うよう努めるものとする。

(教育機関等の役割)

第9条 教育機関等は、教育活動等を通じて、中小企業に係る職業に関する意識の啓発その他の中小企業の振興のための施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の理解と協力)

第10条 市民は、地域社会における中小企業の重要性について理解を深め、市が行う中小企業の振興のための施策に協力するよう努めるものとする。

(基本的施策)

第11条 市は、第1条に掲げる目的を達成するため、第3条に規定する基本理念に基づき、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 中小企業の経営の革新を支援するための施策
- (2) 中小企業の創業を支援するための施策
- (3) 中小企業の事業活動に必要な資金が円滑に供給されるための施策
- (4) 多様な需要に応じた新たな商品の販売先等の開拓を目指して行う中小企業の取組を支援するための施策
- (5) 中小企業の事業活動を担う人材の育成及び確保を支援するための施策
- (6) 経営の向上に有用な新たな技術、新たなサービス等に関する情報の提供を中小企業に対して行うための施策
- (7) 中小企業の技術、サービス等の向上に資する研究開発を促進するための施策
- (8) 後継者の育成その他の中小企業の円滑な事業の承継のための取組を支援するための施策

(9) 地震、津波その他災害が発生した場合において、中小企業が速やかに事業を再開し、又は事業を継続するための取組を支援するための施策

(10) 中小企業支援団体の機能及び中小企業支援団体相互の連携を強化するための施策

2 市は、前項各号に掲げる施策を推進するため、中小企業の振興に関する計画（以下「振興計画」という。）を策定するものとする。

（財政上の措置）

第12条 市は、中小企業の振興のための施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（受注機会の増大）

第13条 市は、予算の適正な執行及び透明かつ公正な競争の確保に留意しつつ、市が発注する工事、物品購入、請負等において、中小企業の適正価格での受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

（掛川市中小企業振興会議）

第14条 市長は、中小企業の振興を効果的に推進するため、掛川市中小企業振興会議（以下「振興会議」という。）を置く。

2 振興会議は、中小企業の振興に関し、施策の実施状況、振興計画の進捗状況その他必要な事項を協議し、市長に意見を述べることができる。

3 振興会議は、委員15人以内で組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 企業の代表者

(2) 中小企業支援団体の代表者

(3) 市民

(4) 学識経験を有する者

5 市長は、前項第3号に掲げる者を委員に選任するに当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

6 振興会議の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

（小規模企業の特성에応じた支援）

第15条 市は、小規模企業がその特성에応じた持続的な発展を図るため、必要な施策を講ずるもの

とする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。